

追及権に関する事務局説明資料

2018年12月19日（水）

文化庁著作権課

1. WIPOにおける追及権に係る議論の状況

(1) これまでの経緯

SCCR27において、セネガル及びコンゴより追及権を議題としたいという発言があり、その後SCCR31において正式な提案がなされた。両国の主な提案理由は以下のとおりである。

- 追及権はベルヌ条約で重要な権利として認識されている。
- ベルヌ条約加盟国のなかで追及権を導入していない国が存在する主な理由は、導入が任意とされているからである。
- 結果として、美術の著作者に対する保護のレベルに世界各国の間で大きなばらつきがある。

SCCR35では、パリ大学のファーシー教授らからの研究報告として、英国では2006年に追及権が導入されたが、その前後において英国の取引市場においてどのような影響があったかの調査が行われた。報告の概要は以下のとおりである。

芸術作品のマーケットについては、4か国で80%を占めている。特に国際的な取引においては米国と英国が主要な取引市場となっている。経済学的な調査として英国のケースを調査した。英国は2006年に追及権を導入しており、その前後において英国の取引市場においてどのような影響があったかを調査した。結論として、売主の市場選択において追及権の有無が選択に影響を与えることはなく、英国の取引市場においてもネガティブな影響はなかった。

追及権を常設議題にすべきか否かについては、各国で優先すべき議題が異なることから意見の一致が見られていない状況である。EU及びアフリカ諸国は追及権を優先的な議題とすべきとしており、米国、日本、南米諸国は、まずは既存の議題（放送条約等）を優先させるべきであるとの立場を表明している。

また、SCCR36では、各国の追及権の実務に関する事実調査を行うタスクフォースを設置することが決定した。

さらに、SCCR外でも2017年4月にはWIPO主催の追及権に関する国際カンファレンスが開催されている。

(2) 専門家タスクフォース

SCCR37において、タスクフォースを立ち上げることから(SCCR36で決定済み)、その委員構成と調査項目についてWIPO事務局から報告があった¹。

委員構成は以下のとおり。

氏名	肩書
Sam Ricketson	メルボルン大学教授
Julio Carrasco Breton	メキシコのアーティスト
Marie-Anne Ferry Fall	ADAGP ² 事務局長
Mark Dodgson	BADA ³ 秘書長等
—	オークションハウス代表
Emilie Mermillod	Seydoux Associes Fine Arts SA
—	SCCR 議長
— (2名)	SCCR 副議長

また、必要に応じて他の専門家を招くこともありうるとされている。

タスクフォースは、2018年に最初の会合を開催し、2019年に複数回の会合を予定することをしている。

主要な調査項目は以下のとおりである。

- 追及権（美術の著作物の価値上昇を含む。）の基礎
- 追及権によって保護される著作物の範囲
- 徴収率の決定
- 収集及び販売の方法
- 対象となる取引
- 権利を主張する者の範囲
- 権利のマネジメント
- 支払の責任
- 転売に関する情報
- タスクフォースで合意されたその他の事項

¹ SCCR/37/5

² Association pour la diffusion des arts graphiques et plastiques

³ British Antique Dealers' Association

2. 海外での追及権の導入状況

(1) 導入国数

2017年時点で80か国以上（詳細は別紙参照）⁴

(2) 他国の検討経緯及び状況

ア EU

2001年に欧州連合全体に追及権を導入するEU指令（EU指令2001/84/EC）が制定された。

EU指令制定後に追及権制度を新たに導入したEU加盟国としては、英国、アイルランド、オランダ、オーストリアが挙げられる。

イ 米国

カリフォルニア州で州法として追及権が導入されていたが、連邦法として追及権は導入されていない。なお、2018年の第9巡回区控訴裁判所の判決では、当該州法は連邦著作権法に違反して無効であると判断されている。

米国では、ベルヌ条約加盟に関連して、美術家の権利に関する法律（VARA⁵）を制定しているところ、同法では追及権制定の可能性について立法府が今後検討を進めることが義務付けられていた。そこで、米国著作権局は、追及権の法的性質に関する理論、賛否両論の根拠、ヨーロッパ大陸及びカリフォルニア州における追及権の諸規定と制度、そして権利が美術家の収入や美術品市場に及ぼす影響、等の点について調査を行い、2013年に報告書を発表した。同報告書では、追及権の導入が美術品取引市場に悪影響を及ぼすという証拠はないものの、一部のアーティストにしか利益が及ばないことや実施のコストの点に注意する必要があるとしている。

ウ 中国

2014年6月6日公表の著作権法改正草案第14条では、追及権の規定が新設されていたが、その後の改正時期及び追及権が導入されるか否かは不明である。

⁴ CISAC作成の2018年4月13日付け記者会見資料より（88か国との記載があるが、列挙されているのは86か国）

⁵ Visual Artists Rights Act of 1990

3. 導入済みの国における追及権制度

(1) EU 指令

EU では、追及権に関する指令（2001/84/EC）が制定され、2002 年 10 月 13 日に施行されている。

同指令の概要は、以下のとおりである。

【権利の内容】

- 追及権は譲渡不能、放棄不能の権利であるが、相続の対象
- 保護期間は著作者の死後 70 年
- 追及権料の支払いについては、本来は販売者側に責任があるが、各国の制度を制定する際、プロの仲介者及び購入者に共同責任を負わせることも可能
- 著作者から直接作品を買い取った者が 3 年以内に 1 万ユーロ以下で売却する場合、追及権料の支払いは不要

【対象となる取引】

- 対象となる著作物は、造形美術及びグラフィックアート
- 追及権料を支払わなければならない取引は、プロの仲介者（販売会社、ギャラリー、ディーラー等）を介した美術の原作品又は原作品とみなされる複製物⁶の取引をした場合

【販売額及び徴収率】

- 追及権の対象となる取引の最低額は、各国が設定することができる（但し、下限を 3,000 ユーロ超の金額にすることは禁止されている）
- 料率は、以下のとおり

販売価格	料率
5 万ユーロまで	4%
20 万ユーロまで	3%
35 万ユーロまで	1%
50 万ユーロまで	0.5%
50 万ユーロを超える場合	0.25%

- 支払の上限額は 1 万 2500 ユーロ

⁶ 版画や写真等のように、複数の作品を簡単に制作することができる、完全には一品ものといえない要素を含んでいる作品を指す。追及権の対象となるのは、「著作者本人又はその監督のもとに数を限って作られること」が条件となる。

【その他】

- 追及権料の徴収は、著作権権利団体のような機関を通じて行うことも、その他の方法によることも認められる

(2) フランス, 英国, ドイツにおける追及権料の徴収分配方法

ア フランス

追及権料の負担者は売主である。

法令上、追及権の徴収及び支払の管理を著作権管理団体に委ねることは義務付けられていない。そのため、著作者等は、自ら追及権の管理を行うことが可能である。

もっとも、通常、著作者等は追及権の管理をフランス美術著作権協会というべき ADAGP⁷に委託しており、売主は、画商又はオークション会社を通じて追及権料を納付する。

オークション会社、画商は、追及権料として支払う金額に必要な情報を追及権料徴収分配協会である ADAGP へ提供しなければならない。

ADAGP は、徴収した追及権料を本人（生存中の場合）又は権利承継人（著作者死亡後の場合）に対して支払う。

イ 英国

支払の責任は売主と美術品売買を業とする者が連帯して負うとされており、負担の所在は明記されていない。

また、法令上、著作権管理団体に追及権の管理を委ねることが義務付けられているため、著作者等は直接追及権料の徴収を行うことができない。

ウ ドイツ

支払の責任は売主が負う。売主が私人である場合、買主又は仲介人として関与した美術商等が、当該私人とともに連帯債務者として責任を負う。但し、売主と美術商等との間では、売主が単独で責任を負う。

徴収等の請求は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

以上

⁷ Société des Auteurs dans les Arts graphiques et plastiques

【別紙】

アイスランド	コンゴ	ブルガリア
アイルランド	ジブチ	ブルキナファソ
アゼルバイジャン	ジョージア	ベニン
アルジェリア	スウェーデン	ベネズエラ
イタリア	スペイン	ベラルーシ
イラク	スロバキア	ペルー
インド	スロベニア	ベルギー
ウクライナ	セネガル	ポーランド
ウズベキスタン	セルビア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ウルグアイ	チェコ	ボリビア
英国	チャド	ポルトガル
エクアドル	チュニジア	ホンジュラス
エストニア	チリ	マケドニア
エルサルバドル	デンマーク	マダガスカル
オーストラリア	ドイツ	マリ
オーストリア	トーゴ	マルタ
オランダ	ドミニカ	メキシコ
ガボン	トルコ	モナコ
カメルーン	ナイジェリア	モーリシャス
ギニア	ニカラグア	モロッコ
ギニアビサウ	ニュージーランド	モンテネグロ
キプロス	ノルウェー	ラオス
ギリシャ	パナマ	ラトビア
グアテマラ	パラグアイ	リトアニア
コモロ	ハンガリー	リヒテンシュタイン
コロンビア	フィリピン	ルクセンブルク
クロアチア	フィンランド	ルーマニア
コスタリカ	ブラジル	ロシア
コートジボワール	フランス	